

可児市下水道事業 法適用の概要について

1. 公営企業化の概要

改正の背景と趣旨

総務省では、地方公営企業がサービスを持続的・安定的に供給するためには、経営情報の的確な把握と透明性の確保が必要であるとし、「公営企業会計の適用の推進について」(平成 27 年 1 月 27 日付総務大臣通知)等で、公営企業会計適用の必要性が高いとされる簡易水道事業、下水道事業等に対して平成 31 年度までに公営企業会計へ移行することを要請しています。

可児市では、平成 26 年 3 月に策定した「可児市下水道事業地方公営企業法適用基本計画」に基づき、下水道事業のうち公共下水道事業について地方公営企業法を全部適用し、これに伴う必要な条例の整備を行います。

公営企業化で変わること

・組織

地方公営企業法では、公営企業に管理者を置くことが原則(法第 7 条)ですが、同条ただし書により条例に定めることにより管理者を置かないことができます。その場合の管理者の権限は、地方公共団体の長、つまり市長が行います。可児市の場合、水道事業と同様に条例で管理者を置かない旨を定め、市長が公営企業の管理者の権限を行います。

【特別会計と企業会計との比較】

地方公営企業法 適用項目		(地方自治法) 特別会計	(地方公営企業法) 企業会計	
			一部適用 (財務規定等)	全部適用 (現水道事業)
組織	管理者	市長 (地方自治法第139条)	市長 (地方公営企業法第34条の2)	市長 (地方公営企業法第7条、第8条)
財務	経理の方法	官庁会計方式 単式簿記 (地方自治法第208条)	企業会計方式 複式簿記 (地方公営企業法第20条)	
職員の身分の取扱い		地方公務員法適用 【団体職員】		地方公営企業等の労働 関係に関する法律適用 【企業職員】

・経理方式

官公庁会計（現金主義による単式簿記）から企業会計（発生主義による複式簿記）となります。

【官公庁会計と企業会計との比較】

項目	官公庁会計	企業会計	説明
予算区分	歳入・歳出	収益的収支と資本的収支に区分	運営的収支と投資的収支に区分
経理方式	現金主義による単式簿記	発生主義による複式簿記	損益計算書、貸借対照表等キャッシュフロー計算書
資産把握	財産台帳	固定資産台帳（減価償却費）	資産管理が必要
出納整理期間	翌年度4/1～5/31	なし	3/31で決算

2. 公営企業化に伴う条例改正の概要

平成 29 年 4 月 1 日から地方公営企業法を全部適用することにより、必要となる事業の設置、計画事業規模、組織等の関係する条例について改正等を行います。

下水道事業は特別会計方式から地方公営企業会計方式の形態へと変更になりますが、事業内容としては従前の下水道事業を継承していくため、条例の内容を大きく改正するものではありません。

主な改正点

下水道事業の設置について定めます。

現行の「可児市水道事業の設置等に関する条例」を一部改正することで、下水道事業の法適用、企業の設置及び経営の基本等を定めます。

条例中「市長」を「管理者」に改めます。

地方公営企業法では、公営企業に管理者を置くことが原則（法第 7 条）ですが、同条ただし書により条例に定めることにより管理者を置かないことができます。その場合の管理者の権限は、地方公共団体の長、つまり市長が行います。

可児市の場合、水道事業と同様に条例で管理者を置かない旨を定め、市長が公営企業の管理者の権限を行うことを定めます。

下水道事業及び水道事業に関連する条例の中には、可児市長の権限で行う事務と公営企業の管理者の権限で行う事務の 2 種類があります。そのため、可児市の代表者である「市長」と管理者の権限を行う「市長」とのどちらの権限で行う事務を規定してあるのかを明確にするため、前者を「市長」とし、後者を「管理者」と

して整理します。

条例中「規則」を「規程」に改めます。

地方公営企業法において、管理者は業務に関し管理規程を制定することができる、とあります。(法第10条)

下水道事業に関連する改正前の条例には、条例の運用の詳細を「規則」で定めていましたが、法適用後は「規程」で条例運用の詳細を定めることとします。

その他

今回改正する条例に合わせ、関係する条例の整備を行います。

条例の施行期日：平成29年4月1日

【参考】改正条例(案)一覧

- ・ 可児市水道事業の設置等に関する条例
- ・ 可児市下水道条例
- ・ 可児市公共下水道事業受益者負担金等徴収条例
- ・ 可児市特定環境保全公共下水道事業受益者負担金徴収条例
- ・ 可児市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例
- ・ 可児市農業集落排水事業分担金徴収条例
- ・ 可児市公共下水道等処理区域外流入分担金徴収条例
- ・ 可児市特別都市下水路条例
- ・ 可児市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例
- ・ 可児市上下水道事業経営審議会条例
- ・ 可児市公共下水道の構造の技術上の基準及び終末処理場の維持管理に関する条例